

平成20年5月19日(月)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

- 開 会
- 正副委員長あいさつ
- 新委員の紹介
- 執行部幹部職員の紹介
- 1 付 託 事 件
 - (1) 閉会中の継続調査事件
 - ① 行財政運営の改善合理化について
 - ② 私学教育の振興について
 - (2) 陳情1件(別紙)
- 2 協 議 又 は 報 告 事 項
 - (1) 平成20年度各部局重点施策及び主要事業について
 - (2) 夢づくり推進大賞について
 - (3) 第3次行財政改革の取組について
 - (4) 平成20年度第1回岡山県税制懇話会の開催について
 - (5) 岡山県国民保護計画の変更について
 - (6) その他
- 次回の委員会
 - ・平成20年5月29日(木)・午前10時30分～
- 閉 会

[出納局]

局長
会計課長
内部事務効率化推進室長
用度課長

はらだ
原田
きし
岸
よしたか
吉鷹
いじま
飯嶋
みつのぶ
光信
ひろみ
宏文
ひろし
啓
ひろあき
仁昭

[企業局]

公営企業管理者
局長
参与
総務企画課長
経営課長
施設課長

ふるや
古矢
おがさわら
小笠原
しわく
塩飽
かお
金尾
にしさか
西坂
はぎはら
萩原
ひろみち
博通
ひとし
均
もとのり
基訓
ひろし
博
せいいち
誠一
すなお
直

[人事委員会事務局]

局長
次長

かんだ
神田
やぶき
矢吹
ますほ
益穂
ただし
正

[監査事務局]

局長
次長

やすとみ
安富
せのお
妹尾
せいいち
誠一
よしたか
吉高

総務委員会陳情一覧表

○継続分 1 件

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 意 見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第50号 (20.2.4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について					

夢づくり推進大賞について

各地域で積極的に展開されている協働の取組のうち、夢づくりプランの実現につながる先駆的な取組や「県民力の結集」の模範となる事例を顕彰し、各地域の夢づくりの協働の輪を一層広げていくため、平成16年度に「夢づくり推進大賞」を創設した。

平成20年度は、次の団体を受賞者として表彰式を実施する。

1 受賞団体

「平成20年度夢づくり推進大賞受賞団体一覧」のとおり

2 表彰日時及び場所

平成20年5月23日（金）10：00～10：45

県庁3階特別応接室

3 その他

「夢づくり推進大賞」は、地域住民、NPO、企業等が行政と協働して行った取組のうち、最も先駆的なものや他の模範となるものを、各部局、各県民局等の推薦を受け、夢づくりプラン推進本部会議を経て決定したものである。

平成20年度 夢づくり推進大賞受賞団体一覧

(50音順)

取組主体（所在地） 取 組 名	取 組 の 概 要
<p>NGO団体イースト岡山女性ネットワーク 代 表：池上 淑恵 (岡山市)</p> <p>＜青少年健全育成のための捨てられない総合的な啓発資材の開発＞</p>	<p>NGO 団体、高校生等が協働し、薬物、有害情報等に関し、高校生の視点に立った内容で、マンガ形式による効果的な（最後まで読まれる）啓発冊子を作成し、配布するなど、先駆的な取組により、青少年の健全育成に大きく貢献した。</p>
<p>大井和西アグリカルチャー会 会 長：宮尾 正道 (美咲町)</p> <p>＜みんなで守る棚田の景観＞</p>	<p>ボランティア（棚田保全支援隊）、地域住民が協働し、農地保全、景観維持活動を行うほか、都市住民の農業体験を行うことにより、棚田の保全と都市住民との交流を通じた地域活性化に大きく貢献した。</p>
<p>岡山県交通警察協働員会連合会 会 長：白神 琢也 (岡山市)</p> <p>＜ボランティアによる交通安全活動＞</p>	<p>ボランティア、行政等が協働し、地域における交通安全意識の高揚や、街頭での交通安全指導を効果的に推進し、交通事故死者数の減少をはじめ安全で快適な交通環境の実現に大きく貢献した。</p>
<p>NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ 理事長：川崎 政宏 (岡山市)</p> <p>＜地域における犯罪被害者等支援のための啓発活動＞</p>	<p>NPO、学校等が協働し、被害者への理解を深める広報活動、中高生等を対象にした犯罪を起こさない規範意識の向上のための講話、犯罪被害者への相談等支援活動など他の模範となっており、被害者支援活動に大きく貢献した。</p>
<p>NPO法人かさおか島づくり海社 理事長：鳴本 浩二 (笠岡市)</p> <p>＜いつまでも輝き続ける島を目指して＞</p>	<p>NPO、地域住民、行政等が協働し、特産品づくり、島の食材にこだわった「しまべん」の商品化、島外からの移住の促進など、島の魅力を生かした多様な取組は他の模範となり、地域住民の力を結集した地域づくりに大きく貢献した。</p>
<p>下津井地区安全パトロール隊 代 者：岩中 正則 (倉敷市)</p> <p>＜地域ぐるみによる子どもや高齢者等の安全確保 ～向こう三軒両隣の再構築～＞</p>	<p>地域住民、学校等が協働し、登下校時のあいさつ運動を兼ねたパトロール、深夜の青少年指導パトロール、高齢者への声かけなどを行うほか、他地域への活動普及にも積極的に取り組み、安全・安心なまちづくりに大きく貢献した。</p>
<p>高梁市青年経済協議会 会 長：平松 久幸 (高梁市)</p> <p>＜「愛らぶ高梁～まち創り、人創り、夢創り」の推進＞</p>	<p>学校、地域住民等が協働し、地域に密着した手づくりイベントを開催することにより、地域の活性化と市民交流の推進に寄与し、また、学生との共同制作によるクリスマスイルミネーションの開催をはじめとした若者参加型のイベントにより地域の人づくりに大きく貢献した。</p>

<p>取組主体（所在地） 取 組 名</p>	<p>取 組 の 概 要</p>
<p>デートDV防止プロジェクト・おokayama 代 者：川崎 政宏 (岡山市) ＜デートDV防止キャンペーン＞</p>	<p>弁護士、医師、DV 被害者サポート等が協働し、デート DV 防止に関するパンフレットを作成し、高校生等に配布した他、女性への暴力防止を訴えるパampleの募集などを行い、社会に問題提起した取組は先駆的で、その普及啓発に大きく貢献した。</p>
<p>にいみフォーラム 運営委員長：藤井 桂子 (新見市) ＜男女共同参画による地域づくりの推進＞</p>	<p>地域住民、学校等が協働し、長年にわたり男女共同参画社会の実現に向けた研修会や交流会等を積極的に展開し、会員が属している団体、地域へ活動の場を提供するなど男女共同参画の推進に大きく貢献した。</p>
<p>蒜山イキイキ楽酪協議会 会 長：井手紘一郎 (真庭市) ＜モオーっと元気に！酪農仲間大作戦＞</p>	<p>観光連盟、地域住民等が協働し、観光客の搾乳体験やジャージー牛が消費地や学校に出かけていくイベントなど新たな取組により観光の振興、乳製品の消費拡大等の推進に大きく貢献した。</p>
<p>NPO法人保育サポート「あい・あい」 代表理事：中島久美子 (総社市) ＜地域子育て応援ネット構築＞</p>	<p>NPO、学校等が協働し、幼児から大学生までが参加し、地産地消の視点を取り入れた食育教育、保育士等の専門職による地域での子育て応援、メールによる子育て支援などを行い、地域ぐるみの子育て支援の気運醸成、子どもが健やかに育つ地域づくりに大きく貢献した。</p>
<p>みまさかローカル鉄道観光実行委員会 委員長：菅田 茂 (津山市) ＜ゆっくり、のんびり！みまさかローカル鉄道の旅＞</p>	<p>地域住民、観光協会等が協働し、地域の生活に密着したローカル線（因美線）に着目し、旧津山扇形機関庫等の見学会開催、昔懐かしい駅舎や沿線風景をゆっくり楽しむスローライフ列車の運行などにより、観光資源の創出、地域住民の力を結集した地域づくりに大きく貢献した。</p>
<p>両宮地域ぐるみ活動協議会 会 長：馬場 駿 (赤磐市) ＜史跡の里で伝統の食再発見＞</p>	<p>地域住民、行政等が協働して、次代を担う子どもたちに農業体験と農産物調理の場を作り、農業と伝統の食への関心を高めることができ、地域の活性化に大きく貢献した。</p>

第3次行財政改革の取組について

平成20年度においては、平成17年12月に策定した改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、引き続き柔軟でスリムな組織体制の整備や職員定数の削減を図るとともに、厳しい財政状況を踏まえ、次のとおり行財政改革の取組を進める。

1 県民局・支局の再編

平成21年4月に向けて、支局体制の検証や、再編の方向性、県民局及び地域庁舎の業務・組織のあり方等についての検討を行い、円滑な再編完了に努める。

また、保健所のあり方についても、平成21年4月に向けて見直しを実施
(別紙1 参照)

2 公の施設の在り方見直し

各施設の果たすべき役割の変化、県と民間、市町村との役割分担、管理運営状況等を検証し、施設そのもののあり方について、抜本的な見直しを実施

(別紙2 参照)

3 試験研究機関の外部評価の実施等

全ての試験研究機関を対象に外部評価を実施し、組織及び業務の全般について適切に評価を行い、さらなる民間活力の活用や業務の効率化を進めるとともに、組織体制を含む試験研究機関のあり方について見直しを実施

(別紙3 参照)

4 歳出見直しのさらなる徹底と歳入確保に向けた取組

臨時的歳入対策として活用可能な特定目的基金の残高も残りわずかとなり、今後、更に厳しい財政状況が見込まれていることから、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政運営の確立を目指し、歳出の見直しのさらなる徹底

また、歳入確保に向けた取組として、税込確保・債権管理対策などに努め、特に県税収入については、岡山県税込確保対策実施計画に基づき、収入率の向上と滞納額の縮減

(平成19年度の取組実績は 別紙4 参照)

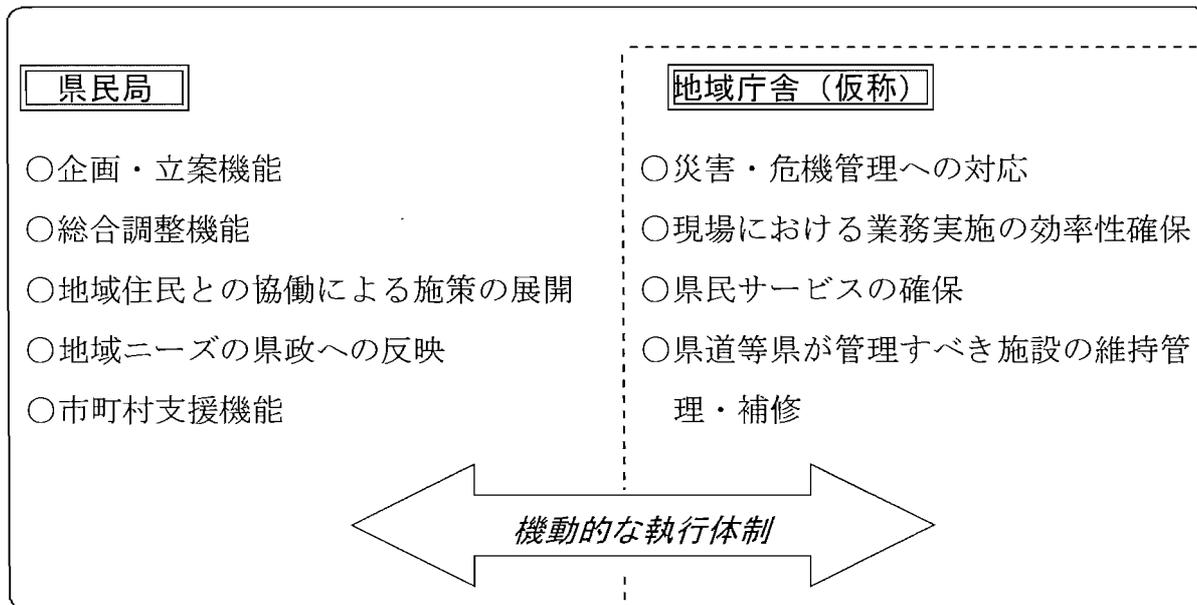
県民局・支局の再編について

1 県民局・支局体制の検証（主な課題）

項 目	現状・課題	検討にあたっての考え方	
県民局・支局業務	市町村との関係	市町村役場との距離が遠くなったことにより、市町村との細やかな意思疎通が難しくなっている。書類のやりとりは郵送であると時間を要することや、図面等電子メールでの送付が難しいものもあり迅速な対応ができにくい。	市町村との関係については引き続き県民局が中心となるが、市町村との連絡調整を密にし、必要に応じ現地に出向くなど、より一層の意思疎通に努める。書類のやりとりは相互の連絡により適切に対応する。
	県税窓口業務	県民サービスを確保するため、非常勤職員を配置して県税窓口対応（県税収納、納税証明発行）を行っているが、引き続き現行体制の維持等が必要となる。	県民サービスを引き続き適切に確保していくための執行体制についてさらに検討する。
	工事部門の集約	県民局が行う支局管内工事について、現地に出向くまでに時間がかかるため、迅速な現場対応ができない。また、職員の負担が大きく効率的な執行体制の検討が必要である。	地域庁舎では、現地で行う必要がある県施設の維持管理、補修業務を実施するが、地域の安全・安心の確保や効率的な業務実施のための執行体制についてさらに検討する。
	中山間地域対策	県の重点施策である中山間地域対策を効果的に実施するため、地域庁舎の役割を検討する必要がある。	県民サービスの確保や効率的な業務実施のための執行体制についてさらに検討する。
危機管理体制	災害発生時の対応	地域庁舎で実施する初動対応の明確化を図り、現地に精通し、迅速かつ的確に災害対応できる人員を地域庁舎に確保する必要がある。	地域庁舎で実施する初動対応が迅速かつ的確に対応できる人員体制の確保について検討する。

項 目		現状・課題	検討にあたっての考え方
危機管理体制	職員の負担増	地域庁舎で実施する初動対応に必要な人員を確保し、職員への過度な負担を回避し、健康管理や通常業務への影響がないようにする必要がある。	地域庁舎で実施する初動対応が迅速かつ的確に対応できる人員体制の確保について検討する。さらに、県民局・地域庁舎体制での対応を行うこととし、職員の健康管理等にも配慮する。
	県民局からの職員	県民局からの職員が現地での業務内容や土地勘に不慣れで、効果的に機能しないおそれがある。	地域庁舎で実施する初動対応が迅速かつ的確に対応できる人員体制の確保について検討する。 なお、県民局からの職員に対しマニュアルの徹底や恒常的な研修を実施しており、引き続き、業務内容の把握のための取組に努める。
庁舎関係	県民局の収容能力	執務スペース、会議室、文書の保管場所の確保ができない。	業務集約にあたっては効率的な体制を検討し、必要なスペースを確保する。
	地域庁舎等の有効活用	管内市町村等団体からの使用要望がある。	業務集約の状況や災害時に必要なスペース等を考慮した上で、地域庁舎スペースの有効活用を検討する。
人事配置	所属長の管理範囲	県民局所属人員が多くなっており、所属長が管理する範囲が大きくなっている。	引き続き、簡易な事務の決裁は代決者が処理する。労務管理にあたっては適宜役割分担を行う等適切に対応する。
	責任者の配置	地域情報の把握などのため地域庁舎に責任者を配置し、組織として機能するよう検討してはどうか。	地域庁舎に必要な機能についてさらに検討する。

2 再編の方向性（支局体制の検証を踏まえた現地機能の確保）



【今後の検討課題】

- 地域庁舎における県民サービス確保
- 県民局全体の効率的な業務実施
- 県民局全体の機動的な執行体制

3 スケジュール

年月	内容
◇県民局・支局の再編に関する連絡会議	
H20. 5月	<u>○常任・特別委員会</u> （ ・ 県民局・支局体制の検証と再編の方向性 ） （ ・ 今後のスケジュール ）
6月	<u>6月定例県議会</u>
7月～ 8月	<u>○常任・特別委員会</u> （ ・ 県民局及び地域庁舎の業務・組織のあり方 ）
9月	<u>9月定例県議会</u>
12月	<u>12月定例県議会</u>
21年 1～3月	再編の周知・広報
21年4月	県民局・地域庁舎体制及び保健所再編

公の施設の在り方見直しについて

1 基本的な考え方

公の施設については、改訂第3次岡山県行財政改革大綱において、県が設置する公の施設としての意義、目的等を再検討し、施設の在り方について不断の検証を進めるとともに、新たな評価システムを検討することとしている。また、今年度は、指定管理者制度を導入している多くの施設において、指定期間が満了する年度でもある。

こうした状況のもと、厳しい財政状況を踏まえ、歳出見直しのさらなる徹底に努める必要があることから、各施設の果たすべき役割の変化、県と民間、市町村との役割分担、管理運営状況などを検証し、抜本的な見直しを行うこととする。

2 対象施設

別表に掲げる公の施設等（140施設）

3 見直しの視点

施設の現状分析を行ったうえで、次の視点に基づき見直しを行う。

- ・県としての設置の意義が薄れていないか。
- ・他の類似施設と競合していないか。
- ・施設の利用率が低くないか。
- ・施設の老朽化など、施設の管理運営に係るコスト負担が多額となっていないか。

4 見直しの内容

見直しを行った結果を、休廃止、民間・市町村への譲渡、縮小等に区分し、来年度以降実施する。

5 スケジュール

8月頃：中間とりまとめ

11月頃：最終とりまとめ

公の施設等一覧表

所管部局	直営施設 (32施設)	指定管理者制度導入施設(108施設)	
総務部	岡山県立記録資料館		
企画振興部	岡南飛行場	岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋	おかやま旧日銀ホール
	岡山空港	吉備高原都市センター区広場	岡山県グリーンヒルズ津山
	(試)岡山光量子科学研究所	岡山県笠岡陸上競技場	岡山県岡山国際交流センター
生活環境部	岡山県消費生活センター	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター	犬養木堂記念館
	岡山県交通事故相談所	岡崎嘉平太記念館	岡山県天神山文化プラザ
	岡山県青少年総合相談センター	岡山県立美術館	岡山武道館
	岡山県男女共同参画推進センター	岡山県津山総合体育館	岡山県津山東体育館
	(試)岡山県環境保健センター	岡山県美作ラグビー・サッカー場	岡山県備前テニスセンター
		岡山県津山陸上競技場	岡山県鷺羽山ビクターセンター
保健福祉部		岡山県恩原自然展示館	岡山県自然保護センター
	岡山県福祉相談センター	岡山看護研修センター	岡山県南部健康づくりセンター
	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館	岡山県立玉島寮	岡山県立身体障害者授産所
	岡山県精神保健福祉センター	岡山県立知的障害者授産所	岡山県立吉備の里通勤寮
	岡山県身体障害者更生相談所	岡山県視覚障害者センター	岡山県健康の森学園授産施設
	岡山県知的障害者更生相談所	岡山県立おかやま福祉の郷	岡山県聴覚障害者センター
	岡山県立成徳学校	岡山県立児童会館	岡山県立玉島学園
岡山県女性相談所	岡山県立津島児童学院		
産業労働部	職業能力開発校	岡山県総合展示場コンベックス岡山	岡山県技術振興研修センター
	岡山県中小企業労働相談所	岡山セラミックスセンター	岡山県テクノサポート岡山
	(試)岡山県工業技術センター	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター	岡山県水島サロン
		岡山県観光物産センター	岡山県岡山テルサ
農林水産部	岡山県営と畜場	おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ	おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ
	岡山県営食肉地方卸売市場	岡山県立青少年農林文化センター三徳園	岡山県立森林公園
	漁港・小型船舶係留施設(漁港分)	岡山県二十一世紀の森	岡山県龍ノログリーンシャワー公園
	(試)岡山県農業総合センター	倉敷美しい森	真備美しい森
	(試)岡山県生物科学総合研究所	高梁美しい森	新見美しい森
	(試)岡山県総合畜産センター	長船美しい森	勝山美しい森
	(試)岡山県水産試験場	東粟倉美しい森	和気美しい森
	(試)岡山県林業試験場	里庄美しい森	久米南美しい森
(試)岡山県木材加工技術センター			
土木部	港湾施設・小型船舶係留施設(港湾分)	岡山港(福島・高島地区)	岡山県牛窓ヨットハーバー
	後楽園	総合グラウンド(岡山武道館を除く)	倉敷スポーツ公園
	水島緑地	岡山県城下地下広場	岡山県立城下地下駐車場
	児島湖流域下水道浄化センター	県営住宅(36団地)	
教育委員会		岡山県備北青年の家	岡山県渋川青年の家
		岡山県津山婦人青年の家	岡山県青少年教育センター閑谷学校
		特別史跡旧閑谷学校	岡山県立博物館
		岡山県立吉備路郷土館	岡山県生涯学習センター
		岡山県立図書館	

※1 「直営施設」の欄の(試)は、試験研究機関である。

※2 「指定管理者制度導入施設」の欄のゴシック体の施設は、20年度末に指定期間が満了する施設。

試験研究機関の外部評価の実施等について

1 評価対象機関

岡山光量子科学研究所、環境保健センター、工業技術センター、農業総合センター―農業試験場、生物科学総合研究所、総合畜産センター、水産試験場、林業試験場及び木材加工技術センターの9試験研究機関

2 評価の意義

- ・ 県民理解の促進
- ・ より効率的・効果的な試験研究の実施
- ・ 研究者の創造性の向上と柔軟で競争的な研究環境の創造

3 評価実施方法

所管する部局において、外部有識者で構成する外部評価委員会を各試験研究機関ごとに設置し、評価を実施する。

4 評価の内容

(1) 機関評価

試験研究機関全般（研究活動、研究体制、運営等）を評価対象とし、3年ごとに実施する。

(2) 課題評価

試験研究機関における研究課題を評価対象とし、次の評価を実施する。

ア 事前評価

試験研究課題の採択の可否等について、事前に評価

イ 中間評価

3か年度を越える期間を有する課題について、3年度目ごとに評価

ウ 事後評価

目標の達成度や成果について、試験研究が終了する年度の翌年度に評価

エ 追跡評価

試験研究課題の成果の活用等について、必要に応じて適切な時期に評価

5 評価結果の公表

10月を目途に評価結果を取りまとめ、公表する。

[参考] 平成19年度における行財政改革の取組実績

平成17年12月に策定した改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、諸般の具体的な取組を行いました。

[行財政改革大綱に基づく具体的な取組（主なもの）]

取組項目	取組実績
1 地方分権型社会に対応した行政システムの構築	
(1) 市町村合併の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年1月22日現在の市町村数は27 (平成の大合併前の78市町村の34.6%) ○平成18年8月、合併新法に基づく県構想「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を作成
(2) 市町村への事務・権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」(平成17年11月策定)に基づき、平成18年度から順次移譲を開始し、合計109事務の移譲を決定 (H18:48事務、H19:49事務、H20以降:12事務) ○平成19年度の協議・調整で決定した主な移譲事務 <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用(4ha以下)の許可…町村へ移譲拡大(H19.4市へ移譲済) ・福祉事務所パッケージ…H20.4 西栗倉村、H21.4 美咲町へ移譲決定
(3) 他の都道府県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○中四国サミット、中国地方知事会で共通課題への広域連携事業を検討(地方分権改革の推進、道路特定財源の確保等) ○岡山・香川両県知事会議で共通課題への連携事業を検討(地方分権改革共同アピール、瀬戸大橋通行料金引き下げ共同アピール等)
(4) 道州制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○道州制の導入について国民的議論を喚起するため、道州制の必要性や中四国州の妥当性などについて情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会道州制特別委員会委員長として、検討状況報告を取りまとめ ・中四国サミット等で議論を展開 ・経済団体等との意見交換、県民等への普及啓発事業の実施(シンポジウム、講演会、出前講座、広報チラシの配布等)

2 簡素で効率的・効果的な行政システムの構築

(1) 時代に即応した組織	
ア 本庁組織	○平成20年4月の組織改正により、企画振興部に中山間地域振興室を設置、公共調達改革室を廃止し業務を行政改革推進室に統合 ○平成20年4月の組織改正により、畜産業務を県民局に集約 ○「岡山県立高等技術専門校再編整備計画」（平成18年8月策定）に基づき、4校体制から2校1分校体制に再編
イ 出先機関	
ウ 地方独立行政法人	○岡山県立大学及び県立岡山病院を地方独立行政法人化し、平成19年4月、次の2法人を設立 ・公立大学法人岡山県立大学 ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター ○平成19年10月、「試験研究評価に関する指針」を策定、平成20年度から全試験研究機関を対象に外部評価を実施
(2) 総定数の見直し	○定数削減の状況（平成20年4月） ・知事部局等 △ 73人 ・教育委員会 △ 33人 ・警察本部 △ 5人
(3) 民間活力の積極的活用	
ア 民間委託の推進	○民間委託の一層計画的な推進を図るため、平成19年1月、「民間委託推進計画」を策定 ○給与、旅費計算等の総務事務を、内部事務効率化推進室（平成19年4月設置）において派遣労働者を活用し集中処理するとともに、対象事務の拡大やシステム整備等を検討 ○市場化テストについては、職員公舎等管理業務につき、市場化テスト法に定められた手続に準じ、官民競争入札の形でモデル導入を行い、管財課の提案内容を上回った民間事業者を落札者として決定
イ 指定管理者制度の活用等	○平成19年4月時点において、計104施設（管理委託施設93施設、新設施設5施設、直営施設6施設）に、指定管理者制度を導入 ○平成19年度においては、次の直営施設4施設について、指定管理者の選定手続を進め、平成20年4月からの導入を決定 ・天神山文化プラザ ・岡山港（福島・高島地区） ・渋川青年の家 ・青少年教育センター閑谷学校
ウ PFIの活用	○PFI事業により整備を進めてきた岡山県総合教育センターが、平成19年4月に開所

(4) 外郭団体の見直し	○必要性、健全性、自立性等の観点から詳細な分析等を行い、57団体すべてについて見直しを行い、各団体毎の具体的な見直し内容やスケジュール等を平成19年11月に、「外郭団体改革プラン」として取りまとめ (抜本的見直しを行う外郭団体数：最大△19団体)
(5) 審議会の見直し	○「審議会の見直し方針」(平成18年1月策定)を踏まえつつ、統廃合の検討や運営及び委員選任等を見直し (削減審議会数：△42審議会)

3 持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進	
(1) ゼロベースからの徹底した歳出の見直し	○平成20年度予算編成において、以下の歳出削減により総額75.1億円(一般財源ベース)を削減
ア 公共事業に係る地方負担の削減	○公共事業の地方負担額削減 ・19年度当初予算対比 △37.5億円(△10.0%) (うち一般財源効果額 △3.1億円)
イ 一般行政施策費・内部管理経費の削減	○一般施策の一般財源削減 ・19年度当初予算対比 △13.0億円(△2.8%) ○内部管理経費の一般財源削減 ・19年度当初予算対比 △6.0億円
ウ 人件費の削減	○人件費の一般財源削減 ・独自の給与カット(平均3%) △48.1億円 ・職員定員の削減 △5.0億円
(2) 戦略的予算編成	○平成18年度において、ゼロベースからの事業の見直しを徹底するため、県のすべての事務事業を対象としてその必要性、有効性等を点検する「事務事業の総点検」を実施 ・点検事業数：3,310事業(うち見直し事業数：1,115事業) ・点検効果額：対象事業全体で174億円(うち一般財源106億円) ○「平成20年度政策重点指針」に基づき、必要性や緊急性の高い施策に重点的に取り組む ・平成20年度重点化事業 77事業 140.4億円
(3) 歳入の確保	○「税収確保対策実施計画」(平成18年10月策定)に基づく、徴収対策強化のための取組 ○県有資産の売却や有効活用、新たな広告媒体の導入等、さらなる歳入確保について全庁的に検討し、取組方針を取りまとめ (主な内容) ・未利用財産等の売却や貸付等 [効果見込額：約20億円] ・職員住宅の集約化等 [効果見込額：約6億円] ・ホームページへのバナー広告掲載 [効果見込額：約4百万円/年] ・個人県民税の収入率の向上、債権管理の取組の強化等

(4) 公債費負担の抑制	<p>○県債借入において、より低利な調達及び資金調達先の多様化を図るため、提案枠による募集を実施（平成17年度から）</p> <p>○公債費負担の平準化及び世代間負担の公平化を図るため30年償還を導入（平成17年度から）</p> <p>○資金調達先の多様化及び安定的な資金調達先の確保を図り、全体として資金調達コストを抑制する観点から、全国型市場公募債を発行</p>
(5) 財政状況等の積極的な公表	<p>○普通会計に地方公営企業、地方公社、第3セクター等を含めた連結バランスシートを作成（平成17年度から）</p> <p>○平成20年度当初予算をわかりやすく説明した「当初予算のあらまし」を作成（平成19年度から）</p>

4 県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進	
(1) 総合的・体系的な行政評価システムの構築	<p>○公共事業評価について、これまで実施している再評価、事前評価に加え、事後評価を導入（平成18年度から）</p>
(2) 電子県庁による利便性の向上	<p>○行政手続総合案内サイト「おかやま申請総合窓口」を整備（平成19年4月運用開始）</p> <p>○電子申請システム等を活用したサービス提供と利用の促進</p> <p>○公共施設予約システムによるサービス提供と利用の促進</p>

5 県民参加による開かれた県政の推進	
(1) 情報公開の推進と県民の主体的参加の促進	<p>○ももっちのみんなで夢づくり事業の実施</p> <p>○青空知事室、県民局「県政出前トーク」の実施</p> <p>○パブリックコメントの実施（18件）</p> <p>○「県民意識に関するアンケート調査」の実施（平成18年7月）</p> <p>○県ホームページのリニューアル（平成19年6月）</p>
(2) ボランティア・NPO等多様な主体との協働	<p>○次の事業等において、県民、企業、各種団体、民間ボランティア等との協働を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニア・アクティブライフ支援&NPO活性化事業 ・おかやま共生の森事業 ・おかやまアダプト推進事業 ・まちかどUD協働推進事業 等

岡山光量子科学研究所評議員会名簿

名 前	役 職 等
かわいひかる 川合 光	京都大学大学院理学研究科教授、理化学研究所理論部主任研究員
きたざわよしひさ 北澤良久	高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所理論系主幹
すなみあつし 角南 篤	政策研究大学院大学助教授
ふるさきあきら 古崎 昭	独立行政法人理化学研究所物性理論研究室主任研究員
よしかわけんいち 吉川研一	京都大学大学院理学研究科教授
よねたにたみあき 米谷民明	東京大学大学院総合文化研究科教授
かわらけんじ 河原研二	岡山大学大学院医歯学総合研究科助教授
さわえりゆういち 澤江隆一	岡山理科大学理学部教授
はらだいさお 原田 勲	岡山大学大学院自然科学研究科教授
ひろかわまさお 廣川真男	岡山大学大学院自然科学研究科教授
よこたかずまさ 横田一正	岡山県立大学情報工学部教授

※岡山光量子科学研究所評議員会で、試験研究機関に関する指針に基づく外部評価を実施する。

総務委員会資料(Ⅱ)

- 平成20年度第1回岡山県税制懇話会の開催について …… P 1
- 岡山県国民保護計画の変更について …………… P 3

平成20年5月19日

総 務 部

平成20年度第1回岡山県税制懇話会の開催について

県民生活の向上や活力ある地域社会を実現するためには、地方分権を推進することが不可欠ですが、岡山県では、このような観点から新たに認められた課税自主権を活用するため、平成13年5月に「岡山県税制懇話会」を設置して、岡山県にふさわしい税制のあり方についてご検討いただき、平成15年4月には「岡山県産業廃棄物処理税」、平成16年4月には「おかやま森づくり県民税」を制度化いたしました。

本年度は、平成21年3月末をもって課税することができる期間が満了する「おかやま森づくり県民税」について、税の導入効果を検証の上、課税を継続することの必要性等について御提言いただくこととしました。

については、第1回会議を次のとおり開催します。

記

- 1 日 時 平成20年5月22日（木）10時20分～12時
- 2 場 所 三光荘 パブリゾン
岡山市古京町1-7-36 TEL 086(272)2271
- 3 委 員 別紙のとおり
- 4 内 容 「おかやま森づくり県民税」に関する検討
- 5 日 程 (1)開会
(2)知事あいさつ
(3)議事（経緯・概要等説明、意見交換等）
(4)閉会
- 6 公 開 会議は公開とする。

(参考)

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年12月19日 岡山県条例第61号）

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第2条 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、
県税条例第34条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第3条 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第40条第1項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏名	役職	備考
井頭 昭子	吉備国際大学非常勤講師	
石島 弘	岡山商科大学大学院法学研究科教授	副会長
岡本輝代志	岡山商科大学商学部教授・商学部長	会長
桐野 宏司	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長	
澤根みどり	税理士	
千葉 喬三	岡山大学学長	
成田美和子	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長	
豆原 直行	社団法人 岡山県木材組合連合会 会長 院庄林業株式会社代表取締役	

岡山県国民保護計画の変更について

岡山県国民保護計画（平成18年3月31日策定）について、平成19年度に次のとおり軽微な変更を行ったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第6項及び第8項の規定により、6月県議会定例会に報告する。

【主な変更内容】

- (1) 国の組織改編に伴う変更
（変更前）広島防衛施設局（津山防衛施設事務所）
（変更後）中国四国防衛局（津山防衛事務所）
- (2) 郵政民営化法等の改正に伴う変更
（変更前）日本郵政公社
（変更後）郵便事業株式会社
- (3) その他
指定地方公共機関の名称変更、統計数値の更新、誤記訂正等

（参考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋
（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 1～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。 以下 略